



令和 7 年度
蔵王町水道水質検査計画書



蔵 王 町

蔵王町では町民の皆様に安全で良質な水を届けるために、これまで実施してきた水道水質検査結果をもとに、水質検査全般について見直しを行い、令和5年度の水質検査計画を策定しました。

【計画の特徴】

1. 浄水場出口の他に原水でも検査します。
2. 浄水場の水系ごとの検査結果を踏まえて、検査回数を設定しました。
3. 検査回数は法令で設定される回数と同等かそれ以上の回数に設定しました。

【計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 採水場所
5. 水質検査項目並びに検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時水質検査
8. 水質検査の区分
9. 水質検査計画の公表
10. 水質検査結果の精度と信頼性保証
11. 関係機関との連携

【水道水質検査計画とは】

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。

水質管理計画とは、水源からご家庭の蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目や検査回数などを定めたもので、毎年度の開始前に公表することとしています。

1. 基本方針

- (1) 蔵王町では、安全で良質な水道水をご利用いただくために、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、水質検査を実施します。
- (2) 水質検査については、水道法で検査が義務付けられている給水栓（お客様の蛇口）に加え、浄水（浄水場の出口）及び原水とします。
- (3) 臨時の水質検査については、基本的な検査項目等を定めます。
- (4) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査項目と、検査することが望ましいとされている水質管理目標設定項目及びその他水質項目とします。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和6年度の蔵王町の給水状況は以下の通りです。

給水区域	蔵 王 町
給水人口（令和6年度末）	10,034人
普及率	97.8%
計画1日最大給水量（上水道）	8,270m ³
（簡易水道）	240m ³

(2) 配水系統

蔵王町の水道は上水道と簡易水道で処理され各家庭に給水されています。

(3) 浄水施設の概要

蔵王町上水道事業

計画給水人口	11,080人	計画1日最大給水量	8,270m ³
--------	---------	-----------	---------------------

水 源	蔵王配水池（仙南仙塩広域水道供給事業から受水） 平沢水源（湧水）・曲竹水源（浅井戸）・宮水源（湧水） 上の原水源（浅井戸）・清水原水源（湧水） 休養村浄水場（河川水・急速ろ過方式） 七日原浄水場（表流水・暖速ろ過方式）・山水苑第二水源 （浅井戸）清水原別荘地水源（深井戸）
-----	---

蔵王町簡易水道事業

北原尾地区簡易水道

計画給水人口	131人	計画1日最大給水量	240m ³
--------	------	-----------	-------------------

水 源	白石市三住水源（湧水）
-----	-------------

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は仙南仙塩広域水道からの受水及び河川水と井戸水、湧水等ですが、水源の状況に応じて適切な浄水処理を行うとともに、水質検査を行い、安全で良質な水道水を町民の皆様に供給いたします。河川水、井戸水、湧水等の水源については、汚染要因及び水質管理上の注目しなければならない項目について、引き続いて水質管理の徹底を行います。

4. 採水場所

(1) 原水の検査

上水道事業については、仙南仙塩広域水道からの受水は、宮城県が水質管理を行っており、自己水源の9ヶ所（表1）について検査を実施します。

また、簡易水道については1ヶ所（表2）の水源について検査を実施します。

(2) 給水栓水（蛇口）の検査

上水道事業については、14ヶ所（表1）の給水栓について、簡易水道事業については1ヶ所（表2）の給水栓の検査を実施します。

蔵王町の上水道区域、簡易水道給水区域における各採水場所

(表1) 上水道地区採水場所			
水道名	番号	採水場所	区分
上水道事業地区	1	永野地区給水栓	浄水
	2	円田地区給水栓	浄水
	3	平沢（湯口水源・水神社）	原水
	4	平沢地区給水栓	浄水
	5	円田入地区給水栓	浄水

上水道事業地区	6	曲竹/宮司（曲竹水源）	原 水
	7	曲竹/宮司地区給水栓	浄 水
	8	下別当地区給水栓	浄 水
	9	宮（宮原水・宝龍権現）	原 水
	1 0	宮地区給水栓	浄 水
	1 1	向山地区給水栓	浄 水
	2 1	山水苑第2取水井戸	原 水
	2 2	山水苑第2給水栓	浄 水
	2 3	遠刈田（清水原冷仙堂水源）	原 水
	2 4	遠刈田給水栓	浄 水
	2 5	エコーランド別荘地内水源	原 水
	2 6	エコーランド給水栓	浄 水
	2 7	清水原別荘地内水源	原 水
	2 8	清水原給水栓	浄 水
	2 9	休養村水源（小阿寺沢）	原 水
	3 0	休養村給水栓	浄 水
	3 1	七日原水源（表流水）	原 水
	3 2	七日原給水栓	浄 水

(表2) 簡易水道地区採水場所			
水 道 名	番号	採 水 場 所	区 分
簡易水道事業地区	3 3	北原尾（三住出口水源）	原 水
	3 4	北原尾給水栓	浄 水

5. 水質検査項目並びに検査頻度

蔵王町では、水質基準項目、水質管理目標設定項目、毎日検査項目、その他管理上必要な項目について検査を行います。

- (1) 水質基準項目、水質管理目標設定項目については、令和5年度水質検査計画に基づいて行います。また検査頻度については令和5年度月別検体数表により実施いたします。
- (2) 毎日検査については、各簡易水道、浄水場、配水系統ごと配水管の末端給水栓を1箇所とし、上水道地区10箇所、簡易水道地区で1箇所とし、計11箇所で行います。

水質基準項目は、法令で基準値が定められている項目です。
水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水質管理上必要である項目について検査を行うものです。
毎日検査項目は、蛇口で1日1回行うことが義務づけられている項目です。

6. 水質検査方法

水質基準項目、及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）により行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行ないます。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の区分

色・濁り・及び消毒の残留効果については、一般家庭に委託して行います。その他の水質項目の検査は岩沼市玉崎浄水場内の水質検査センターで行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度前に作成し、上下水道課で閲覧できるほか、インターネットのホームページに掲載します。

また、検査結果につきましても、毎年公表いたします。

10. 関係者との連携について

水質汚染事故が発生した場合には、宮城県、仙南保健福祉事務所、関係機関と連携して、迅速で適切な対策を行ない、水道水の安全性を確保します。

問い合わせ先

蔵王町役場 上下水道課

〒989-0892

蔵王町大字円田字西浦北 10 番地

電話 0224-33-3000

F a x 0224-33-3144

<https://www.town.zao.miyagi.jp/>

令和7年度 月別検体数表

蔵王町

NO		4月				5月				6月				7月				8月				9月			
		原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水
1	一般細菌	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
2	大腸菌(E.coli)	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
3	カドミウム及びその化合物																					10		1	10
4	水銀及びその化合物																					10		1	10
5	セレン及びその化合物																					10		1	10
6	鉛及びその化合物												1									10		5	10
7	ヒ素及びその化合物												1									10		1	10
8	六価クロム化合物																					10		5	10
9	亜硝酸態窒素	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
10	シアン化物イオン及び塩化シアン											5	10									10		5	10
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
12	フッ素及びその化合物	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
13	ホウ素及びその化合物																					10		1	10
14	四塩化炭素											5	10									10		5	10
15	1,4-ジオキサン																					10		1	10
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン											5	10									10		5	10
17	ジクロロメタン											5	10									10		5	10
18	テトラクロロエチレン											5	10									10		5	10
19	トリクロロエチレン											5	10									10		5	10
20	ベンゼン											5	10									10		5	10
21	塩素酸	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
22	クロロ酢酸											5	10									10		5	10
23	クロロホルム											5	10									10		5	10
24	ジクロロ酢酸											5	10									10		5	10
25	ジブロモクロロメタン											5	10									10		5	10
26	臭素酸											5	10									10		5	10
27	総トリハロメタン											5	10									10		5	10
28	トリクロロ酢酸											5	10									10		5	10
29	ブロモジクロロメタン											5	10									10		5	10
30	ブロモホルム											5	10									10		5	10
31	ホルムアルデヒド											5	10									10		5	10
32	亜鉛及びその化合物																					10		5	10
33	アルミニウム及びその化合物																					10		5	10
34	鉄及びその化合物	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
35	銅及びその化合物																					10		5	10
36	ナトリウム及びその化合物											1	10									10		5	10
37	マンガン及びその化合物	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
38	塩化物イオン	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)											1	10									10		5	10
40	蒸発残留物											4										10		1	10
41	陰イオン界面活性剤																					10		1	10
42	ジェオスミン※1															1	10			5	10	10		5	10
43	2-メチルイソボルネオール															1	10			5	10	10		5	10
44	非イオン界面活性剤																					10		1	10
45	フェノール類																					10		1	10
46	有機物等(TOC)	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
47	PH値	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
48	味	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
49	臭気	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
50	色度	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
51	濁度	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
1	アンモニア態窒素	10		1	10	10		1	10	10		1	10	10		1	10	10		1	10	10		5	10
2	大腸菌(E. coli) [MPN]																					10			
3	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ芽胞)	10			10									10			10					10			10
4	DO(溶存酸素)																	7							
5	BOD(生物学的酸素要求量)																	7							
6	COD(科学的酸素要求量)																	7							
7	SS(浮遊物質)																	7							

蔵王町

NO		10月				11月				12月				1月				2月				3月			
		原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水	原水	浄水	受水	栓水
1	一般細菌	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
2	大腸菌(E.coli)	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
3	カドミウム及びその化合物																								
4	水銀及びその化合物																								
5	セレン及びその化合物																								
6	鉛及びその化合物												1												1
7	ヒ素及びその化合物												1												1
8	六価クロム化合物																								
9	亜硝酸態窒素	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ											5	10											5	10
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
12	フッ素及びその化合物	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
13	ホウ素及びその化合物																								
14	四塩化炭素											5	10											5	10
15	1,4-ジオキサン																								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン											5	10											5	10
17	ジクロロメタン											5	10											5	10
18	テトラクロロエチレン											5	10											5	10
19	トリクロロエチレン											5	10											5	10
20	ベンゼン											5	10											5	10
21	塩素酸	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
22	クロロ酢酸											5	10											5	10
23	クロロホルム											5	10											5	10
24	ジクロロ酢酸											5	10											5	10
25	ジブロモクロロメタン											5	10											5	10
26	臭素酸											5	10											5	10
27	総トリハロメタン											5	10											5	10
28	トリクロロ酢酸											5	10											5	10
29	ブロモジクロロメタン											5	10											5	10
30	ブロモホルム											5	10											5	10
31	ホルムアルデヒド											5	10											5	10
32	亜鉛及びその化合物																								
33	アルミニウム及びその化合物																								
34	鉄及びその化合物	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
35	銅及びその化合物																								
36	ナトリウム及びその化合物											1	10											1	10
37	マンガン及びその化合物	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
38	塩化物イオン	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)											1	10											1	10
40	蒸発残留物											4												4	
41	陰イオン界面活性剤																								
42	ジェオスミン※1																								
43	2-メチルイソボルネオール																								
44	非イオン界面活性剤																								
45	フェノール類																								
46	有機物等(TOC)	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
47	PH値	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
48	味	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
49	臭気	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
50	色度	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
51	濁度	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10	10		5	10
1	アンモニア態窒素	10		1	10	10		1	10	10		1	10	10		1	10	10		1	10	10		1	10
2	大腸菌(E. coli) [MPN]																								
3	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)													10			10								
4	DO(溶存酸素)																								
5	BOD(生物学的酸素要求量)																								
6	COD(科学的酸素要求量)																								
7	SS(浮遊物質)																								

